

平成 2 8 年

上尾市教育委員会 4 月定例会議案

議 案 資 料

# 目 次

## 議案第 2 3 号 資料

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則 の一部を改正する規則の制定について -----	1
---	---

## 議案第 2 4 号 資料

上尾市小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則 の制定について -----	8
---	---

## 議案第 23 号

「上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」要旨

### 1 趣 旨

子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）の一部改正に伴い、低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、所要の改正を行う。

### 2 内 容

#### (1) 多子世帯の軽減制度の拡充

市町村民税所得割課税額 77,100 円以下（年収約 360 万円未満相当）世帯について、現行では小学校 3 年生までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子の利用者負担額を半額、第 3 子以降を無料とする。

#### (2) ひとり親世帯等の軽減制度の拡充

市町村民税所得割課税額 77,100 円以下（年収約 360 万円未満相当）世帯のひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の子供について第 1 子の利用者負担額を半額、第 2 子以降を無料とする。

### 3 施行期日

公布の日

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則（平成27年上尾市教育委員会規則第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>備考</p> <p>1 市町村民税の非課税又は課税の判定及び所得割の額を算定する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。</p> <p>2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育又は特別利用教育のあった月において生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条各号に定める者に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、同表Bの項中「3,000円」とあるのは、「0円」とする。</p> <p>3 負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条第1項に規定する負担額算定基準子どもをいう。）が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定保護者に係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法施行令第1</p>	<p>備考</p> <p>1 市町村民税の非課税又は課税の判定及び所得割の額を算定する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。</p> <p>2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育又は特別利用教育のあった月において生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条各号に定める者（以下これらの者を「<u>要保護者等</u>」という。）に該当する場合における<u>当該支給認定保護者（特定教育・保育又は特別利用教育に係る負担額算定基準額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第2項に規定する負担額算定基準額をいう。以下同じ。）が7万7,101円未満である場合における支給認定保護者に限る。）</u>に関するこの表の規定の適用については、同表Bの項中「3,000円」とあるのは「0円」と、<u>「同表Cの項中「7,500円」とあるのは「3,750円」とする。</u></p> <p>3 負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令第14条第1項に規定する負担額算定基準子どもをいう。）が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定保護者に係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法施行令第1</p>

<p>4条第1号イからハマまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定保護者の区分に応じたこの表に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法施行令第14条第2号イからハマまでに掲げる支給認定子ども 0円</p>	<p>4条第1号イからハマまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定保護者の区分に応じたこの表に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法施行令第14条第2号イからハマまでに掲げる支給認定子ども 0円</p> <p><u>4 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の支給認定保護者（特定教育・保育又は特別利用教育に係る負担額算定基準額が7万7,101円未満である場合における支給認定保護者に限る。）に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育又は特別利用教育に係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項第1号イ又はロに掲げる支給認定子ども 当該支給認定保護者の区分に応じたこの表に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項第2号イからハマまでに掲げる支給認定子ども 0円</u></p> <p><u>5 特定被監護者等が2人以上いる場合において、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育又は特別利用教育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者（特定教育・保育又は特別利用教育に係る負担額算定基準額が7万7,101円未満である場合における支給認定保護者に限る。）に関する前項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める額」とあるのは、「0円」とする。</u></p>
<p><u>4 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育又は特別利用教育のあった</u></p>	<p><u>6 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育又は特別利用教育のあった</u></p>

月の属する年度（４月から８月までにあつては、前年度）分の市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者である場合における当該支給認定保護者にあつては、当該支給認定保護者の属する世帯の収入等の状況を総合的に勘案し、この表のＡ階層からＣ階層までのいずれかに区分して、この表を適用するものとする。

附 則

（施行期日）

この規則は、条例の施行の日（平成２７年４月１日）から施行する。

月の属する年度（４月から８月までにあつては、前年度）分の市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者である場合における当該支給認定保護者にあつては、当該支給認定保護者の属する世帯の収入等の状況を総合的に勘案し、この表のＡ階層からＣ階層までのいずれかに区分して、この表を適用するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、平成２８年４月１日以後に行われた特定教育・保育及び特別利用教育について適用し、同日前に行われた特定教育・保育及び特別利用教育については、なお従前の例による。

# 1. 多子世帯の保育料負担軽減について

平成28年度予算(案) 所要額 国費: 100億円(公費: 214億円)

## ●多子世帯の保育料負担軽減

- **年収約360万円未満相当世帯**について、現行制度で
  - ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
  - ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで
 とされている **多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。**

**年収約360万円未満相当世帯は**  
**第2子以降の**  
**負担軽減を完全実施**

**年齢制限により第2子以降の**  
**負担軽減が限定的**

例1 (1号認定子ども)	例2 (2・3号認定子ども)	例2 (2・3号認定子ども)
第1子 (5歳)	第1子 (5歳)	第1子 (5歳)
第2子 (4歳)	第2子 (4歳)	第2子 (4歳)
第3子 (3歳)	第1子の扱い (3歳)	第2子の扱い (3歳)
第3子 (2歳)	第2子の扱い (2歳)	第3子の扱い (2歳)
第3子 (1歳)	第3子の扱い (1歳)	無償
第3子 (0歳)	無償	無償

## 2. ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

平成28年度予算(案)所要額 国費：26億円(公費：54億円)

### ●年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充

⇒ **第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化**

(第2階層までのひとり親世帯等については、現行制度において既に第1子より無償)

#### ○1号認定子どもについて

階層区分	現行		現行のひとり親世帯等の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
	保護者負担額(月額)	第1子		
第3階層				
市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	16,100円	第1子 15,100円(1,000円引き下げ) 第2子 7,550円(上記の半額)	↑	7,550円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)

#### ○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合

階層区分	現行		現行のひとり親世帯等の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
	保護者負担額(月額)	第1子		
第3階層				
市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円未満相当)	16,500円	第1子 15,500円(1,000円引き下げ) 第2子 7,750円(上記の半額)	↑	7,750円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)
第4階層の一部				
市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満相当世帯 のうち年収約360万円未満相当世帯)	27,000円	第1子 27,000円(基準額表どおり) 第2子 13,500円(上記の半額)	↑	13,500円(基準額表の半額) 0円(無償化)



平成 2 8 年度上尾市立平方幼稚園利用者負担額表

(単位：円)

階層区分	子の区分	国の基準 (※1)		利用者負担 (月額) (※1)	
		改正前	改正後	改正前	改正後
A 生活保護世帯	第 1 子	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	第 2 子	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	第 3 子以降	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
B 市町村民税非課 税世帯 (均等割 のみ課税世帯を 含む。)	第 1 子	3,000 (0)	3,000 (0)	3,000 (0)	3,000 (0)
	第 2 子	1,500 (0)	1,500 (0)	1,500 (0)	1,500 (0)
	第 3 子以降	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
C 市町村民税所得 割額 77,100 円 以下の世帯 (年 収約 270 万円～ 360 万円)	第 1 子	16,100 <u>(15,100)</u>	16,100 <u>(7,550)</u>	7,500 <u>(7,500)</u>	7,500 <u>(3,750)</u>
	第 2 子	8,050 <u>(7,550)</u>	8,050 <u>(0)</u>	3,750 <u>(3,750)</u>	3,750 <u>(0)</u>
	第 3 子以降	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
D 市町村民税所得 割額 211,200 円 以下の世帯 (年 収 ~ 約 680 万 円) 市町村民税所得 割額 211,201 円 以上の世帯 (年 収 約 680 万円 ~)	第 1 子	20,500 (20,500)	20,500 (20,500)	7,500 (7,500)	7,500 (7,500)
	第 2 子	10,250 (10,250)	10,250 (10,250)	3,750 (3,750)	3,750 (3,750)
	第 3 子以降	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	第 1 子	25,700 (25,700)	25,700 (25,700)	7,500 (7,500)	7,500 (7,500)
	第 2 子	12,850 (12,850)	12,850 (12,850)	3,750 (3,750)	3,750 (3,750)
	第 3 子以降	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※ 1 ( ) 内の金額は、ひとり親世帯等、在宅障害児 (者) のいる世帯、その他の世帯 (生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯) に該当した場合の金額

## 議案第 24 号

「上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について」要旨

### 1 趣 旨

埼玉県立学校職員服務規程の一部改正に伴い、服務規程について、所要の改正を行う。

### 2 内 容

別紙「新旧対照表」のとおり。

### 3 施行期日

公布の日

## 上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和32年上尾市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（兼職及び他の事業等の従事）</p> <p>第21条 職員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業、事務若しくは営利企業等に従事しようとするときは、第10号様式による兼職（兼業）承認（許可）願をもって教育委員会に願い出なければならない。</p>	<p>（兼職及び他の事業等への従事等）</p> <p>第21条 職員は、教育に関する他の職を兼ね、<u>若しくは教育に関する他の事業、若しくは事務に従事し、又は営利企業に従事しようとするときは</u>、第10号様式による兼職（兼業）承認（許可）願をもって教育委員会に願い出なければならない。</p>

第 3 号様式の 2

現行

(表)

介 護 休 暇 簿

氏名 \_\_\_\_\_

要介護者に 関する事項	氏 名				要介護者の状態及 び具体的な介護の 内容		
	続 柄						
	同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>						
	介護が必要となった時期	年 月 日					
	介護休暇の期間の初日から1年間	年 月 日から 年 月 日まで					
連続する 一の期間	年 月 日から 年 月 日まで	月 ( 日 )		連続する二の期間 における要介護者 の状態及び具体的 な介護の内容			
連続する 二の期間	年 月 日から 年 月 日まで	月 ( 日 )					
合 計	月 ( 日 ) * 6月 ( 180日 ) を越えない範囲						
承 認 年 月 日	届 出 年 月 日	承 認 校長印	申請者 印	休 暇 の 期 間			備 考
				年 月 日	時 間	日・時間	
・	・			年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日	時 分 ~ 時 分	日	
				年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分 ~ 時 分	時間	
・	・			年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日	時 分 ~ 時 分	日	
				年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分 ~ 時 分	時間	
・	・			年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日	時 分 ~ 時 分	日	
				年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分 ~ 時 分	時間	
・	・			年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日	時 分 ~ 時 分	日	
				年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分 ~ 時 分	時間	
・	・			年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日	時 分 ~ 時 分	日	
				年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分 ~ 時 分	時間	

改正後 (案)

第 3 号様式の 2 (第 10 条関係)

介 護 休 暇 簿

氏名 \_\_\_\_\_ (表面)

要介護者に 関する事項	氏 名				要介護者の状態及 び具体的な介護の 内容		
	続 柄						
	同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>						
	介護が必要となった時期	年 月 日					
	介護休暇の期間の初日から1年間	年 月 日から 年 月 日まで					
連続する 一の期間	年 月 日から 年 月 日まで	月 ( 日 )		連続する二の期間 における要介護者 の状態及び具体的 な介護の内容			
連続する 二の期間	年 月 日から 年 月 日まで	月 ( 日 )					
連続する 三の期間	年 月 日から 年 月 日まで	月 ( 日 )		連続する三の期間 における要介護者 の状態及び具体的 な介護の内容			
合 計	月 ( 日 ) * 6月 ( 180日 ) を越えない範囲						
承 認 年 月 日	届 出 年 月 日	承 認 校長	申請者 印	休 暇 の 期 間			備 考
				年 月 日	時 間	日・時間	
・	・			年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日	時 分 ~ 時 分	日	
				年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分 ~ 時 分	時間	
・	・			年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日	時 分 ~ 時 分	日	
				年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分 ~ 時 分	時間	
・	・			年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日	時 分 ~ 時 分	日	
				年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分 ~ 時 分	時間	
・	・			年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日	時 分 ~ 時 分	日	
				年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分 ~ 時 分	時間	